

大通達甲（捜一）第4号
令和6年3月21日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
各警察署長 殿

刑事部長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり多大な苦痛を与え続ける悪質・重大なものであり、その捜査に当たっては、性犯罪の特徴や被害者の心情等に係る知見を踏まえつつ行う必要がある。

また、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、令和5年6月23日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が公布され、所要の法整備が行われた。

各所属においては、改正法及び性的姿態撮影等処罰法の内容、趣旨等も踏まえ、下記により、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査をより一層推進されたい。

記

1 基本方針

性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）に規定された不同意性交等罪、不同意わいせつ罪等の性的欲求等に基づく身体犯等をいう。以下同じ。）については、刑事部捜査第一課（以下「捜査第一課」という。）において、警察署が受理した性犯罪の相談や被害の届出の内容等を迅速かつ確実に把握できるようにし、その認知等の段階から捜査第一課が関与して適切な指導等を行うものとする。

また、捜査段階における二次的被害の防止や被害者の精神的負担の緩和に努め、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するものとする。

2 性犯罪捜査指導体制の整備及び充実

(1) 性犯罪への組織的対処

性犯罪に関する規定の適切な運用を図るとともに、より適正かつ緻密な性犯罪捜査を推進するため、性犯罪については、警察署で受理した相談等の内容に関し、警察署の刑事部門と生活安全部門で共有するほか、捜査第一課でも確実に把握することなどにより、組織的に対処がなされるよう徹底すること。

(2) 性犯罪捜査指導官

ア 大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）第4条の規定により捜査第一課に置かれる性犯罪捜査指導官は、性犯罪捜査が適正かつ組織的に行われるよう性犯罪捜査に係る指揮、指導、調整等を行うものとする。

イ 性犯罪捜査指導官の運用等については、刑事部捜査第一課長が別に定める。

(3) 性犯罪指定捜査員

ア 性犯罪捜査に係る知見を有する職員を性犯罪指定捜査員として指定し、捜査第一課、警察署等において性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動を行うものとする。

イ 性犯罪指定捜査員の指定、運用等については、刑事部捜査第一課長が別に定める。

3 適切な性犯罪捜査の推進

(1) 被害者のプライバシー等への配慮

性犯罪の相談や被害の届出に際しては、被害者のプライバシー等の保護に配慮し、人目に付かずに被害者が安心して話すことができる環境を整備するとともに、適切な場所を選定すること。また、屋外において被害者への対応を行う必要がある場合は、人目に付かないようにするなど、適切な方法での実施に配慮すること。

なお、各種捜査活動においては、「捜査書類に記載する被害者等に係る特定事項秘匿運用の実施について」（令和2年8月19日付け大示達甲（刑企）第24号ほか）等を踏まえ、逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置について事案に応じた適切な手続きを行うなど、性犯罪の被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うこと。

(2) 被害の届出への適切な対応

性犯罪の被害者に被害の届出意思がある場合は、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成25年4月1日付け大通達甲（刑企）第8号）に基づき、届出の時点における申告の内容が、明らかに犯罪の構成要件に該当しないと判断できる場合、又は明白な虚偽若しくは著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

なお、即時受理とは、被害の届出があった場合に間を置かずにこれを受理することをいい、「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、被害の届出人から聴取した内容により容易にそう判断し得る場合をいい、改めて捜査又は調査を行い検討する必要がある場合はこれに当たらないことに留意すること。

この受理の原則に反した取扱いがなされることのないよう、各級捜査幹部から警察署の捜査員等に至るまで、組織的かつ適切な対応を徹底すること。ただし、治療のために被害者が直ちに医療機関を受診する必要がある場合等、被害者のために必要な措置を届出の受理に先行させる場合は、この限りではない。また、被害者が被害の届出をちゅうちょしている場合は、被害者の意向を尊重するなど、適切に対応すること。

(3) 適切な証拠保全の実施

ア 性犯罪の被害の相談等があった場合の対応

性犯罪の相談や被害の届出があった場合は、被害者の体調等に配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠保全等の必要な事項について丁寧に説明し、被害者が被害の届出をちゅうちょしている段階であっても、被害者の心情に配慮しつつ、証拠資料の採取等の必要な捜査を行うこと。

イ 被害者に対する睡眠導入剤等の薬物の使用が疑われる性犯罪への対応

被害者からの聴取結果や被害前後の状況から被害者に対する睡眠導入剤等の薬物の

使用が疑われる性犯罪の捜査においては、使用された薬物によっては短時間で体外に排出されるものもあることから、被害者の同意を得た上で、速やかに採尿や採血を実施し、鑑定に付すこと。この場合において、特に被害者からの採尿に当たっては、被害者の心情に十分に配慮した方法で行うこと。

なお、採尿や採血の実施の要否を判断するに際しては、被害者が意識があるように行動していても、薬剤性の健忘症状により被害時の記憶が欠落している場合があるほか、アルコールとの併用によって、当該症状が強化される場合があることに留意すること。

ウ 性犯罪の証拠保全に係る資機材の整備及び活用

捜査第一課において、各所属で使用する性犯罪証拠採取セット（捜査用）、採尿・採血セット及び簡易薬物検査キット等を整備するので、積極的な活用を図ること。

エ 医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備

当初、警察への被害の届出をちゅうちょした性犯罪の被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備すること。

(4) 適切な実況見分等の実施

実況見分等を実施する必要がある場合には、被害者の精神的負担の軽減や二次的被害の防止に配慮の上、その範囲、場面、方法等について十分に検討すること。また、実況見分等の実施に際しては、原則として、被害者を写真撮影することはせず、実況見分等が被害者の指示・説明に基づいて実施されたことについては、その旨を実況見分調書等に記載するほか、被害者の供述調書に録取するなどして明らかにすること。

特に、被害状況の再現については、一般に、被害状況等が撮影された画像等の被害状況を明らかにする客観的な証拠がある場合や、犯行態様が単純で被害者等の供述により被害状況が明らかとなる場合には、被害状況の再現を実施する必要性は低いと考えられることから、個別の事件ごとに、必要に応じて検察官と協議した上で、被害状況の再現の要否等を判断すること。

なお、被害状況の再現を実施する場合は、警察官等が被疑者・被害者の代役となって実施することとし、被害者本人に被害者役を行わせることは厳に慎むこと。

(5) 捜査の過程における二次的被害の防止

ア 性犯罪の捜査の過程において被害者に対応を求める場合は、被害者の身体的・精神的負担を軽減するためにも、その目的、理由、必要性等を丁寧に説明し、被害者の理解と協力を得た上で行うこと。

イ 性犯罪の被害者からの事情聴取等に当たっては、対応する警察官の性別に関する希望をあらかじめ聴取して適切に対応するとともに、繰り返し重複した内容の事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。また、被害者のプライバシーに関することを聴取する際には、その理由や必要性等を丁寧に説明すること。

ウ 事情聴取や実況見分等の各種捜査において被害者の協力を求める際には、所要時間

の見込みを伝えるとともに、被害者の体調等に応じて途中で休憩を入れるなど、被害者の負担を軽減するための必要な措置を講じること。

エ 被害者からの事情聴取の際や、その供述に基づき被害届や供述調書を作成する際には、立証上必要な場合を除き、被害者に羞恥心を抱かせるような用語の使用を避けること。

4 指導教養の充実及び徹底

(1) 指導教養の充実

捜査第一課においては、関係部門と連携の上、幅広い職員に対し、性犯罪に直面した多様な被害者の心理や対応要領等について、様々な機会を利用して継続的に指導教養を徹底すること。

また、性犯罪捜査に関する専科教養、研修等の実施に当たっては、心理学や精神医学等の専門的な知見を有する外部有識者による講演、性犯罪に直面した多様な被害者の心理等を踏まえた講義のほか、被害者の事情聴取の場面を設定したロールプレイ、医療機関等への同行要領等の実践的な指導を実施するなど、より一層内容の充実を図ること。

(2) 警察職員に対する指導教養の徹底

捜査第一課においては、警察署の性犯罪捜査を担当する捜査幹部に対し、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査に係る教養を継続的に実施するなど、適切な捜査指揮がなされるよう徹底すること。

また、性犯罪の相談や被害の届出が夜間・休日を問わずになされることから、警察署の捜査幹部は、性犯罪捜査を担当する警察官のみならず、様々な職員がその対応に当たる可能性があることを念頭に、刑事部門の警察官のみならず、性犯罪への対応に当たることが想定される職員に対し、被害の届出への適切な対応を始め、性犯罪捜査に係る留意事項について指導教養を行うこと。

5 適切な被害者支援の実施

性犯罪の被害者からの相談や被害の届出に際し、公費負担制度のほか、被害者の希望に応じ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等による支援対策の教示等、必要な支援を推進すること。

(捜査第一課性犯罪捜査係)